

屋久島世界遺産地域管理計画
に基づく事業実績等の整理
(2012～2021)
(案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-1	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (ア) 植物 ア) 植生の垂直分布
管理方策	・定期的な動態把握により、植生の垂直分布の健全性をモニタリングするとともに、必要に応じて保護・保全対策を行う。
実施主体	環境省、◎林野庁
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁が、島を5地域（東部・中央部・南部・西部・北部）に分け、地域ごとに標高別の調査地点を5年ごとに調査する体系的な植生モニタリングを実施している（1999～）。 ・環境省が、原生自然環境保全地域において、10年ごとに毎木調査を実施している（1998～）。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
—	
<課題・参考情報>	
※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	



図1-1-1 植生の垂直分布の調査地点

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-2	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (ア) 植物 イ) 常緑広葉樹林
管理方策	・防鹿柵の設置とともに、ヤクシカによる植生への影響をモニタリングし、採食圧の排除を含む総合的な対策を検討する。採食圧が比較的小さい南部地域等の植生への影響の拡大を把握することに留意する。
実施主体	◎環境省、◎林野庁、地域関係者（財団、屋久島生物多様性保全協議会等）
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境省、地域団体等が、西部地域で植生保護柵を設置し、モニタリングを実施している（2008～）。 ・環境省が、西部地域のシカ対策を実施。2020年に瀬切川右岸に個体数管理区を設定し、計画捕獲と重点的なモニタリングを開始した。 ・環境省、林野庁において、常緑広葉樹林を含む形で、幅広く植生モニタリングを実施している。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
—	
<課題・参考情報>	
<ul style="list-style-type: none"> ・西部地域については、ヤクシマザル等の研究フィールドとしての機能と生態系管理の取組（ヤクシカ対策を含む）とのバランスが重要である。 ・遺産地域外の低地照葉樹林とそこに生育する希少種（菌従属栄養植物やシダ類など）の重要性について、新たな知見が得られており、保全措置が必要である（2020年に自然保護団体や学会等から保全に係る要望書が提出）。 	
※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	



図1－2－1 植生保護柵写真
【九州地方環境事務所_環境省】



図1－2－2 小型囲い罠の設置
【九州地方環境事務所_環境省】

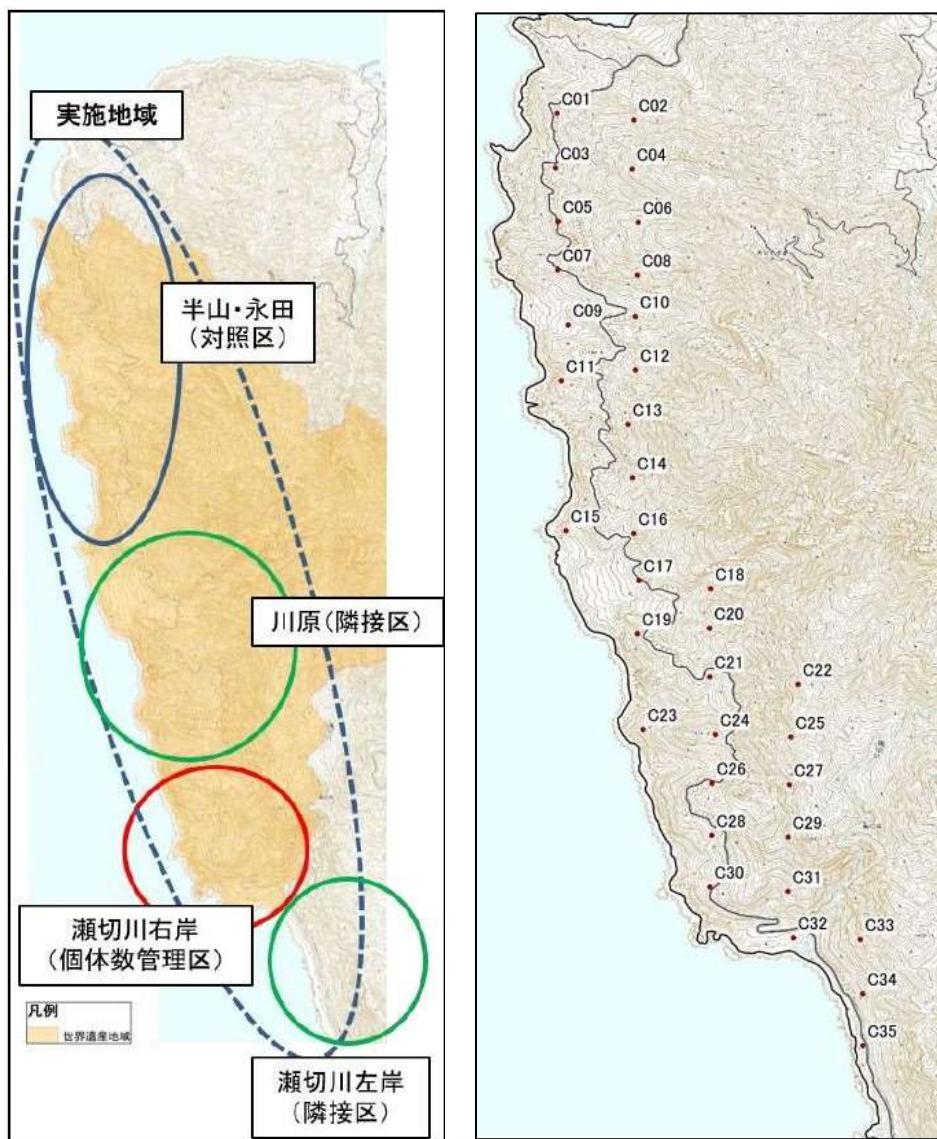


図1－2－3 (左)西部地域管理実施区域、(右)センサーカメラ設置地点 【2020 ヤクシカ WG
①】

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-3	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (ア) 植物 ウ) 天然スギ林
管理方策	・天然スギの分布状況や更新状況等を定期的に調査し、その健全性についてモニタリングする。また、その結果を踏まえ、必要に応じて保護・保全対策を行い、その効果について評価する。
実施主体	環境省、◎林野庁
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁が、著名ヤクスギの樹勢診断、樹勢回復措置、保護林等整備・保全対策事業を実施するとともに(2005～)、10年ごとに天然スギ林の面積に係るモニタリングを実施している(2010、2020)。 ・環境省が、原生自然環境保全地域において、10年ごとに毎木調査を実施している(1983～)。 <p>※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照</p>	
<制度化・体系化等>	
—	
<課題・参考情報>	
<p>※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照</p>	



図 1 - 3 - 1 屋久島の巨樹・著名木（紀元杉・縄文杉・弥生杉）

【屋久島森林生態系保全センター_九州森林管理局】



図1－3－2 縄文杉の測定状況【2013科学委②】

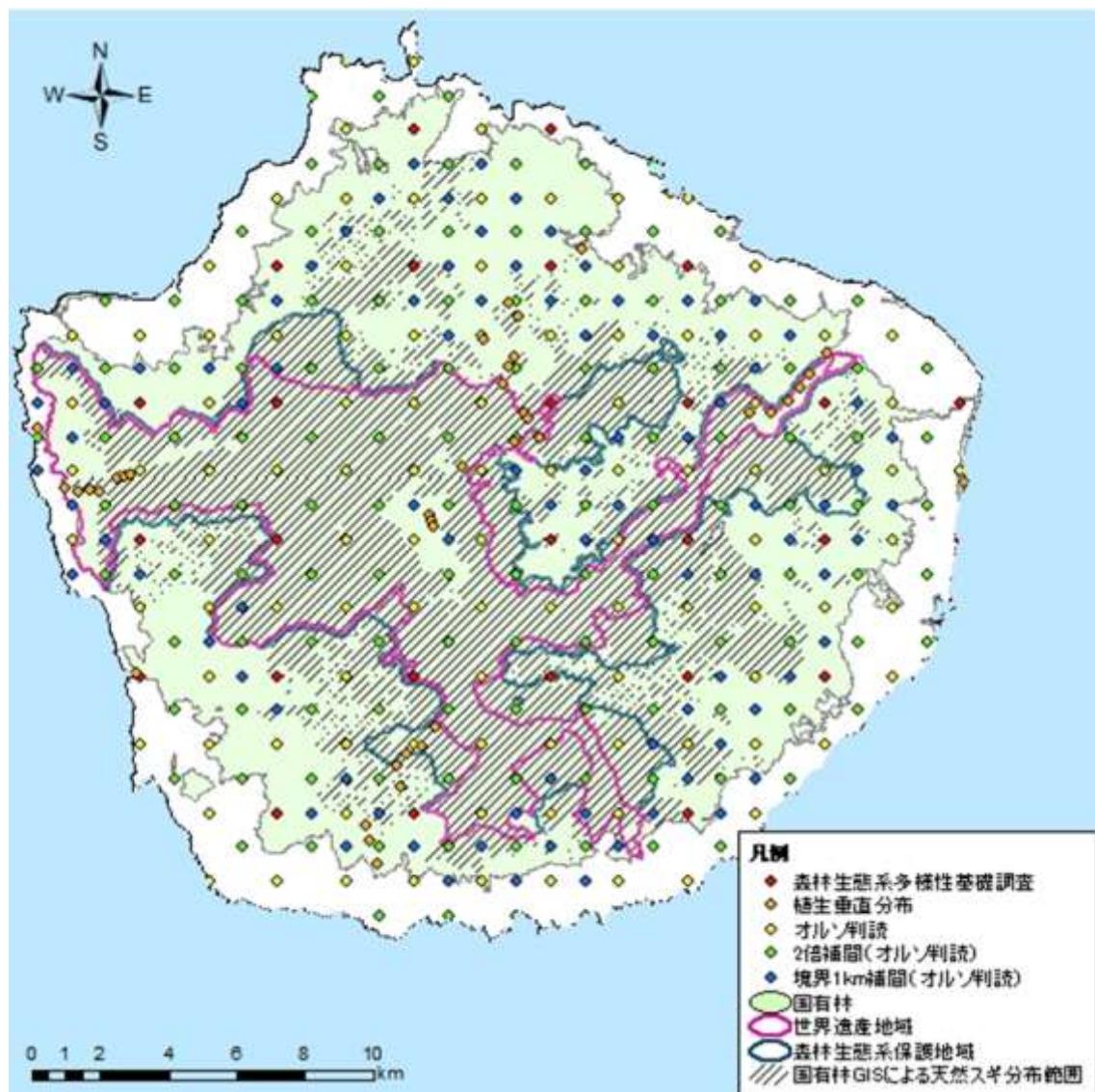


図1－3－3 天然スギ林の空中写真判読位置図

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-4	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (ア) 植物 エ) 登山道等の植生
管理方策	・巡視活動により、登山道等の植生の変化等の把握に努め、植生荒廃や土壌流出等が見られる箇所については、モニタリングと評価を行なながら、植生保護や土壌安定のための措置等を行う。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（屋久島生物多様性保全協議会等）
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境省が、稜線部の登山道の植生調査や定点モニタリングを実施している（2010～）。 ・関係行政機関が、縄文杉等の著名ヤクスギや登山道周辺の植生保護のための各種施設整備を実施している（No. 2-3 参照）。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
—	
<課題・参考情報>	
※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	



図 1 - 4 - 1 稜線部の登山道の植生調査地点

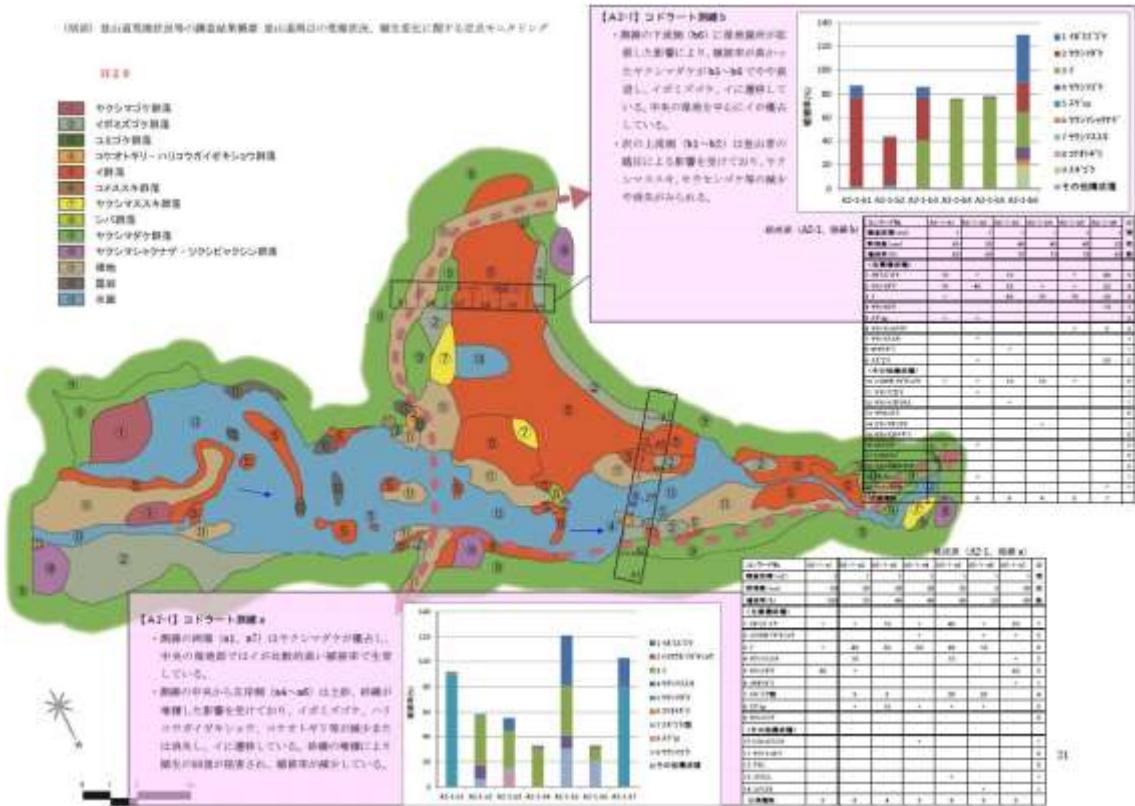


図 1 - 4 - 2 登山道周辺の荒廃状況、植生変化に関する定点モニタリング例

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-5	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (ア) 植物 オ) 固有種・希少種（全般）
管理方策	・巡視活動等により、個体数や分布域の増減、生育地の環境の変化等の把握に努める。絶滅のおそれがある種については、現地調査により実態を明らかにして優先的に保護すべき生育地を選定し、防鹿柵を設置するなど生息域内保全を行うとともに、個体数の回復を図るための生息域外保全や保護増殖事業の実施等を検討する。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（屋久島生物多様性保全協議会等）
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関、地域団体が、希少種調査を実施。環境省は、希少種の生育上重要な約60地点を抽出し、計画的に継続的なモニタリングを実施している。 ・関係行政機関、地域団体等が、島内の約100か所に植生保護柵を設置した（2021年3月時点）。 ・関係行政機関が、連携してヤクシカ捕獲を推進している。 ・環境省が、種の保存法に基づいて種指定し、保護を強化した（2016、2018）。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ヒモスギラン、ホソバコウシュンシダ、オオバシシラン、フササジラン、シマヤワラシダ、ヤクシマタニイヌワラビ、ホソバシケチシダ、アオイガワラビ、ヤクシマフウロ、ヤクシマリンドウ、ハナヤマツルリンドウ、ヤクシマヒゴタイ（ヤクシマトウヒレン）、ヤクシマソウ、コウシュンシュスラン、ヤクシマヤツシロラン、タブガワヤツシロラン、ヒメクリソランの計17種が種の保存法に基づく国内希少種に指定された。 	
<課題・参考情報>	
※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	



図1-5-1 (左)ヤクシマリンドウ、(中)アオイガワラビ、(右)ヤクシマソウ

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-6	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (ア) 植物 オ) 固有種・希少種（ヤクタネゴヨウ）
管理方策	・地域団体等の協力を得て、遺産地域内のヤクタネゴヨウの集中箇所について、優先的に防鹿柵を設置するなど保護対策を進める。遺産地域外に造成した採種林について、研究者や地域団体等の協力も得つつ、適正な管理に努める。
実施主体	環境省、◎林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（屋久島生物多様性保全協議会等）
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁、民間団体等が、モニタリング、保護増殖事業を実施している（2000～）。 ・林野庁が、保護林を指定した（2013）。 ・関係行政機関が、松枯れ対策連絡協議会を設置し、松枯れ対策を実施している。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ・2013年に「瀬切川ヤクタネゴヨウ稀少個体群保護林」が設定された。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<課題・参考情報>	
<ul style="list-style-type: none"> ・マツノマダラカミキリ（在来種）が媒介するマツノザイセンチュウ（外来種）による感染症が屋久島島内で発生し、世界遺産地域内へも拡散しており、ヤクタネゴヨウが数本枯死している。 	
※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	

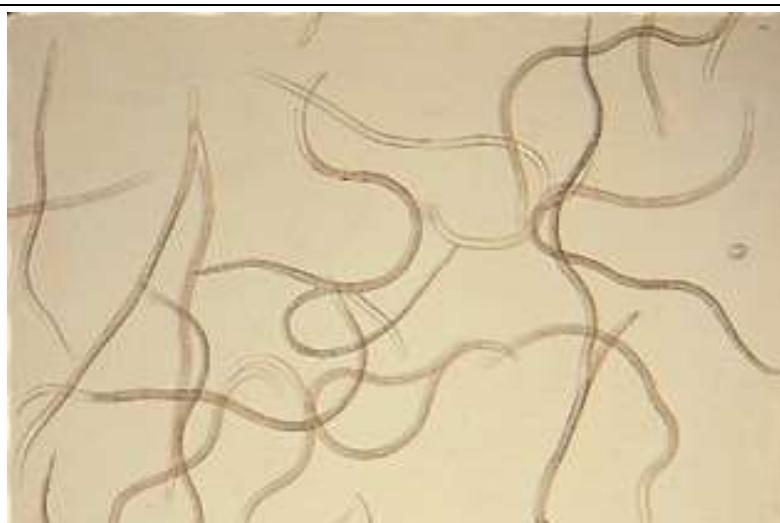


図1-6-1 (左)マツノマダラカミキリ（写真提供：一般社団法人全国林業改良普及協会）、(右)マツノザイセンチュウ（写真提供：林野庁）【松くい虫被害_林野庁】

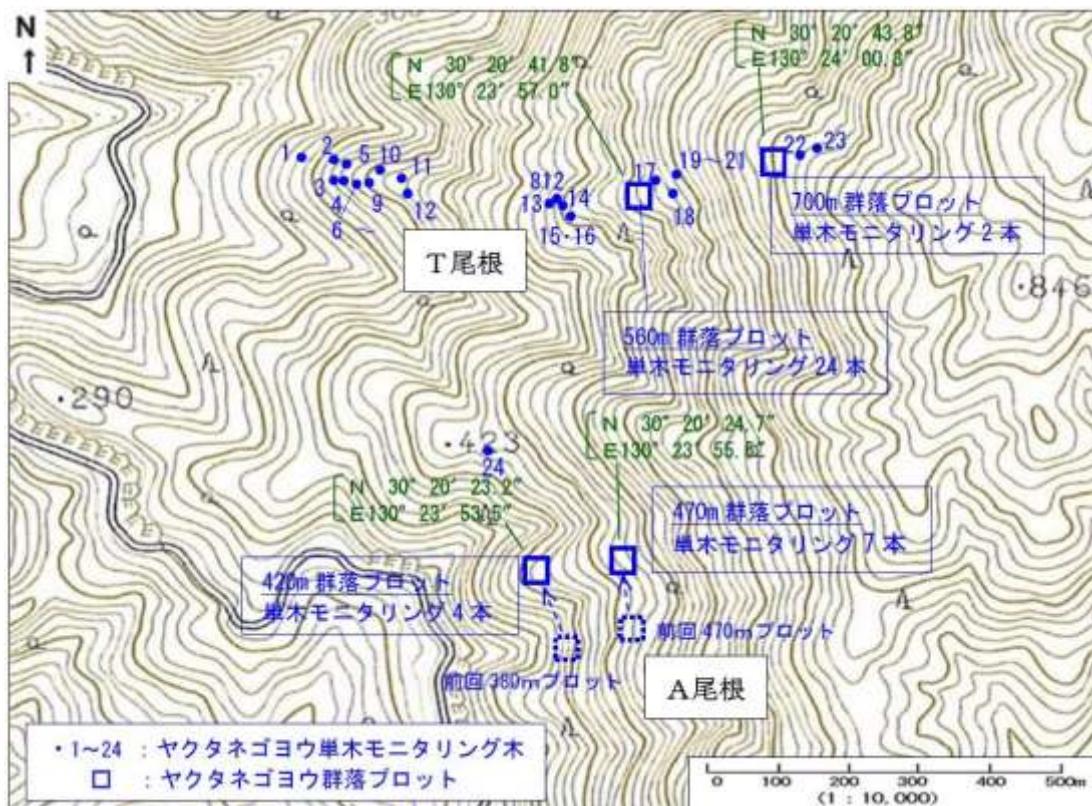


図 1 - 6 - 2 調査地の場所 (ヤクタネゴヨウ) 【2020 科学委①】



図 1 - 6 - 3 大径木が隣接の 2 本に倒れ掛かる様子 (ヤクタネゴヨウ) 【2020 科学委①】

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-7	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (イ) 動物（ヤクシカ）
管理方策	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産地域の保護管理に資する適正な密度になるよう、関連する法定計画を踏まえて、個体数管理及び生態系の維持回復を行う。 ・各地域の異なる実態を踏まえて、対策を講じる。 ・各種モニタリングによる客観的評価や情報共有を図りながら、連携して個体数調整を進める。 ・効果的・効率的な捕獲方法の検討を進める。 ・ヤクシカ WG の助言を踏まえて、科学的かつ順応的な管理を行う。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、屋久島生物多様性保全協議会等）
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関は、2010 年に科学委員会ヤクシカ WG を設置し、科学的データに基づき、連携してヤクシカ生息状況、植生の被害・回復状況のモニタリングを行いつつ、ヤクシカの捕獲や植生保護柵の設置等を実施している。 ・関係行政機関 4 者（環境省、林野庁、鹿児島県及び屋久島町）は、共同で策定した第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画を 2017 年に改訂するとともに、連携して必要な対策を実施している。 ・環境省は 2017 年にシャープショーティングによる計画捕獲の体制構築に着手し、2020 年には西部地域（瀬切川右岸）に個体数管理区を設定し、捕獲及び重点的なモニタリングを開始した。 ・林野庁は、職員による国有林内の捕獲を実施するとともに、2010 年から屋久島町及び猟友会と協定を結び、有害捕獲を推進している。 ・鹿児島県は、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、生息状況調査を行うとともに、2017 年からは、ヤクシカの捕獲を継続的に実施している。 ・屋久島町は、捕獲個体への助成や狩猟免許取得に関する支援を実施し、有害捕獲を推進している。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ・2017 年に鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画が策定された（2015 年の推定個体数（21,000～31,000）を、2021 年に約 9,000 頭にする目標（特定計画）に関して、シカの推定個体数は、2020 年においては 12,000～18,000 頭まで減少した）。当該計画は、2022 年 3 月に改定された。 ・既存のモニタリング調査をもとに、2019 年に森林生態系の管理目標が体系的に整理された。 	
※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	

<課題・参考情報>

- 将来的な捕獲従事者の減少や捕獲効率の低下等を見据えて、徐々に戦略的な捕獲計画への転換（有害駆除と管理捕獲のゾーニング、捕獲コストの集中）や、効率的な捕獲方法（シヤープシューティング等）の導入・展開が必要である。
- 捕獲が困難な地域（林道が通っていない場所、高標高地域等）の取扱いの検討が必要である。
- 捕獲した個体の有効利用の推進が必要である。
- シカ捕獲について、島民や観光客の理解の促進が必要である。

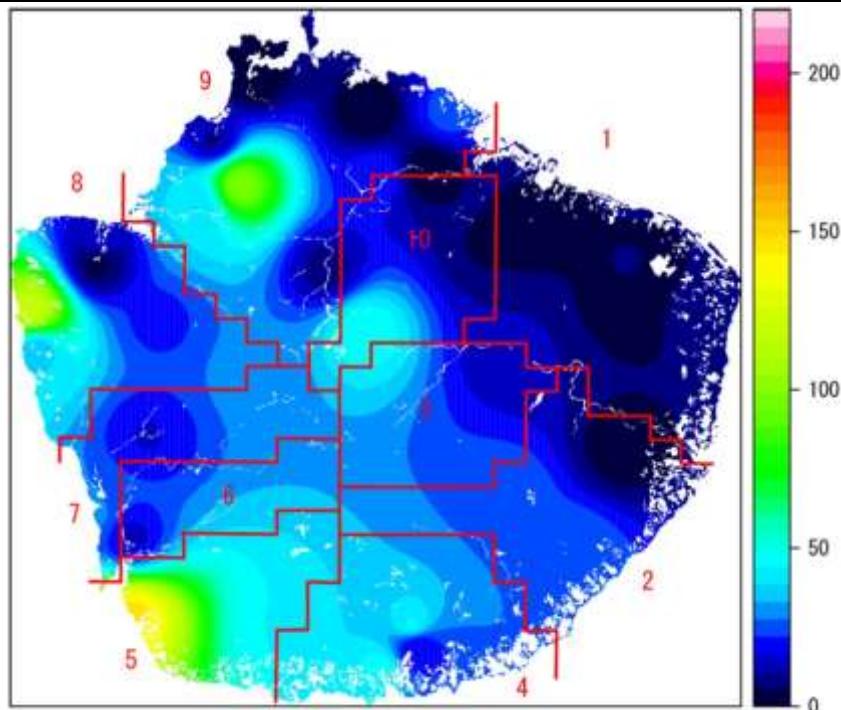


図 1 - 7 - 1 R2 年度ヤクシカ密度ポテンシャル図

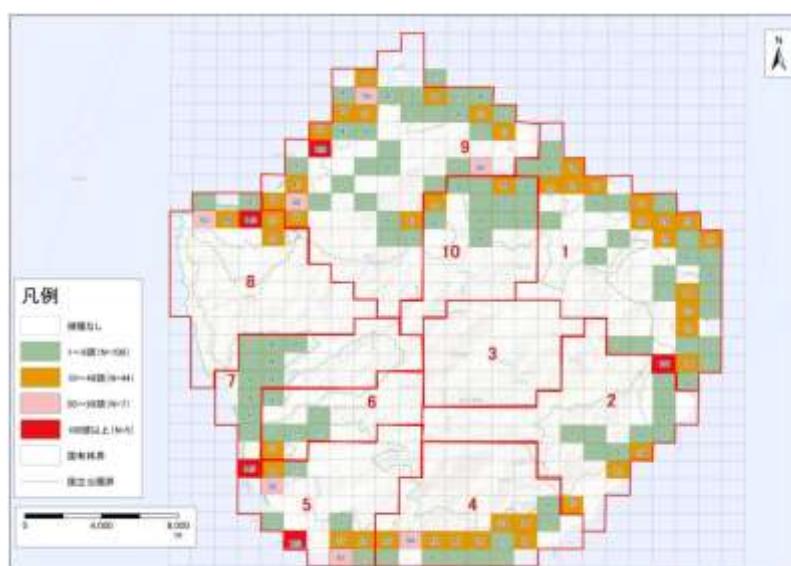


図 1 - 7 - 2 R1 年度ヤクシカ捕獲頭数（メッシュ図）

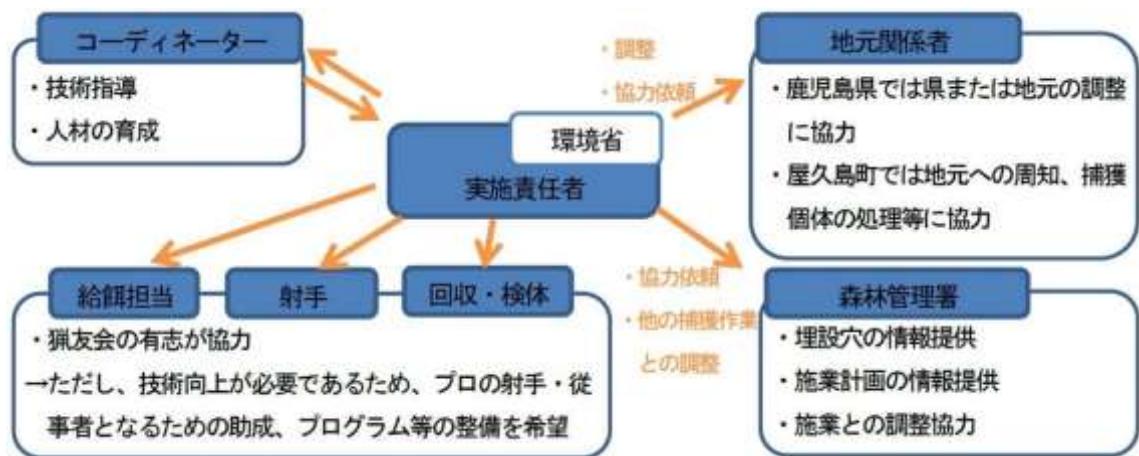


図 1 - 7 - 3 ヤクシカ計画捕獲（シャープシューティング）体制図



図 1 - 7 - 4 西部地域のヤクシカ【九州地方環境事務所】

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-8	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (イ) 動物（ヤクシマザル）
管理方策	・人と野生動物との共存を図るため、ガイド事業者等とも連携・協力を図りながら、餌やり等の防止、ごみの持ち帰り等の指導、野生動物の生態等に関する普及啓発を推進する。（動物全般）
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町
<主な取組>	
・関係行政機関が、餌やり禁止に係る普及啓発を実施している。	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
・自然公園法において、2021年に野生動物への餌やりが、罰則を伴う規制行為として追加された。	
<課題・参考情報>	
・近年、餌付け行為の痕跡が確認されている。	



野生动物のために…

①絶対に餌をやらないで

サルやシカは、野生の動物です。「自分が与えるだけなら…」という軽い気持ちが彼らの生活を壊すことになるのです。

●行動への影響
人の食べ物の味を覚えた動物は、餌をもらうために人に近付き、やがては、人に襲いかかる凶暴な性格に変わります。

餌に頼るようになった動物は、生活の場所やスタイルを変え、いすれポンカン畠などの農地を荒らす可能性があります。

●健康面への影響
人の食べ物は野生動物にとって有害なこともあります。また、餌を通して人間の病気が彼らに移り、深刻なダメージを与えることもあります。

●生態系への影響
自然界は私たちが計り知れない複雑なつながりの中で成り立っています。サルやシカなどの野生動物の行動を人間が変えてしまうことは、このバランスを崩してしまうことなのです。

例えば、サルに食べられることでタネを遠くまで運んでいた植物はどうなってしまうでしょう？

サルへの餌やりは屋久島町条例で禁止されています。
三屋久島町規のえ付け等禁止条例 違反者は5万円以下の過料

図1-8-1 (左)ヤクシマザル【九州地方環境事務所】、

(右)ヤクシマザル餌やり禁止に係る普及啓発の例

【屋久島西部地域ルールガイド_環境省九州地方環境事務所発行】

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-9	(1) 生態系と自然景観の保全 ウ. 自然景観の保全 (ア) 高層湿原
管理方策	・ 湿原の面積、水深、土砂堆積深、植物群落の分布等を定期的に調査し、湿原生態系をモニタリングする。また、必要に応じて保護・保全対策を行い、その効果について評価する。
実施主体	環境省、◎林野庁
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> 林野庁が、2018 年に高層湿原保全対策検討会を設置し、科学的データに基づき、調査・対策等を実施している。 林野庁、環境省が、ヤクシカ対策とも連動した植生モニタリングを実施している。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
<ul style="list-style-type: none"> 高層湿原保全対策検討会において、2022 年度を目指して保全対策（案）をとりまとめる予定である。 	
<課題・参考情報>	
<ul style="list-style-type: none"> 湿原の衰退が危惧されるため、土砂流入やヤクシカ採食の影響、湿原遷移や水収支等の現状を総合的に評価し、必要な保全対策の検討が必要である。 	
※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	



図 1 - 9 - 1 植生保護柵設置位置と植生プロット位置

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-10	(1) 生態系と自然景観の保全 ウ. 自然景観の保全 (イ) ヤクスギの巨樹・巨木
管理方策	・巡視活動を通じて樹勢の衰えている個体の把握に努める。 ・樹勢の衰えがみられる個体については、その原因を究明するため に専門家による現地調査等を行うとともに、その個体の健全性に についてモニタリングする。必要に応じて樹勢回復措置等を行い、 その効果について評価する。
実施主体	環境省、◎林野庁
<主な取組>	
・ No. 1-3 参照	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
・ No. 1-3 参照	
<課題・参考情報>	
・ No. 1-3 参照	

表 1 - 10 - 1 屋久島の巨樹・著名木データ一覧

【屋久島森林生態系保全センター_九州森林管理局】

No.	名称	樹高 胸高周囲	場所(標高:m)	直近の 樹勢診断	直近の樹勢 回復措置	時期予定	書かれて いる樹齢	備考
1	魂文杉	25.3m 16.4m	大株歩道沿い 99林班 (1,300)	H29年 (2017)	H29年 (2017)		2000年代 ～7200年	最大の屋久杉といわれ、調査対象の中で胸高周 囲が最大
2	夫婦杉(夫)	22.9m 10.9m	大株歩道沿い 99林班 (1,230)	H23年3月 (2011)		(夫)2000年	(妻)1500年	枝でつながった合体木
	“(妻)	25.5m 5.8m						
3	大王杉	24.7m 11.1m	大株歩道沿い 99林班 (1,190)	H30年 (2018)	H29年 (2017)		3000年	かつては最大の屋久杉といわれた
4	ウィルソン杉	— 13.8m	大株歩道沿い 99林班 (1,030)	—		(2000年余)	巨大な切り株	
5	翁杉	23.7m 12.6m	大株歩道沿い 99林班 (1,000)	H21年 (2009)		2000年	平成22(2010)年9月に倒れる (樹齢・胸圍は立木時の数値)	
6	仁王杉	22.8m 8.3m	森林軌道沿い 99林班 (860)	—	R2年 (2020)		平成12(2000)年11月に倒れる (樹齢・胸圍は立木時の数値)	
7	三代杉	38.4m 4.4m	森林軌道沿い 100林班 (740)	H27年 (2015)	H28年 (2016)		500年	倒木更新、切り株更新を重ねた3代目

8	愛子杉	26.2m 5.7m	森林軌道沿い 89林班 (620)	H29年 (2017)				
9	川上杉	27.0m 8.9m	安房林道沿い 81林班 (1,280)	H21年 (2009)	H31年 (2019)	R4年 (2022)	2000年	
10	紀元杉	19.5m 8.1m	安房林道沿い 81林班 (1,230)	H21年 (2009)			3000年	車道沿いにある巨木、春生に特徴がある
11	双子杉(左)	22.2m 1.7m	ヤクスギランド 80林班 (1,010)					同一株に更新した2本
	双子杉(右)	22.7m 2.1m						
12	ヤクスギランド くぐり杉	25.7m 3.2m	ヤクスギランド 80林班 (1,010)	H21年 (2009)				合体木と思われる
13	仙陀杉	21.5m 8.0m	ヤクスギランド 80林班 (1,010)		H31年 (2019)	R4年 (2022)	1800年	ヤクスギランド50分コース
14	岩戸杉	19.3m 6.2m	ヤクスギランド 80林班 (1,040)				2600年	
15	蛇紋杉	23.6m 8.3m	ヤクスギランド 86林班 (1,080)				2000年	平成9(1997)年9月の台風で根こそぎ倒れる
16	小田杉	28.6m 8.2m	ヤクスギランド 86林班 (1,060)				2500年	
17	天柱杉	33.8m 8.2m	ヤクスギランド 86林班 (1,030)	H25年 (2013)		R2年5月 (2020)	1500年	
18	母子杉(母)	31.1m 9.0m	ヤクスギランド 86林班 (1,030)	H21年 (2009)	H31年 (2019)	R4年 (2022)	2600年	母杉はすでに枯死していると思われる
	"(子)	29.5m 6.3m						
19	三根杉	26.1m 9.3m	ヤクスギランド 86林班 (1,030)			R2年5月 (2020)		
20	ひげ長老	32.0m 9.5m	ヤクスギランド 86林班 (1,060)			R2年5月 (2020)		平成12(2000)年の世界自然遺産会議記念の公募で小学生が命名
21	大和杉	34.9m 10.2m	花之江河歩道沿い 80林班 (1,260)	H28年 (2016)			3000年 ~4000年	
22	万代杉	13.2m 8.6m	モッショム登山道 (千葉県ルート) 57林班 (800)	H27年 (2015)			3000年	
23	モッショム木部	24.5m 9.4m	モッショム登山道 (千葉県ルート) 57林班 (820)					
24	モッショム花子	19.5m 6.3m	モッショム登山道 (正面ルート) 56林班 (680)					
25	大溝杉	— 8.3m	旧栗生歩道沿い 24林班 (1,070)					江戸時代の切り株と構たわる巨大な幹
26	大龍杉	12.8m 7.1m	花山歩道沿い 17林班 (1,220)					

27	八本杉	25.4m 2.6m	大川林道沿い 9林班 (980)			R2年 (2020)		計測値は8本の中で樹高・周囲が最大のもの 人為的な倒木と思われる
28	羽生杉	26.1m 8.1m	白谷露水岐 215林班 (710)	H21年 (2009)	H30年 (2018)	R3年 (2021)	3000年	
29	二代大杉	32.0m 4.4m	白谷露水岐 215林班 (720)	H21年 (2009)	H30年 (2018)	R3年 (2021)		
30	三本足杉	25.0m 3.9m	白谷露水岐 215林班 (800)					倒木更新と思われる特徴的な形態
31	三本槍杉	24.2m 2.7m	白谷露水岐 214林班 (830)					計測値は3本の中で樹高・周囲が最大のもの 最大のものが一本で2本は倒木更新と思われる
32	奉行杉	24.0m 8.5m	白谷露水岐 215林班 (820)	H21年 (2009)				
33	展望台杉	18.0m 4.9m	白谷露水岐 214林班 (830)					
34	白谷露水岐 くぐり杉	22.0m 3.1m	白谷露水岐 214林班 (850)					倒木更新による根上りと思われる
35	七本杉	18.0m 8.3m	白谷露水岐 214林班 (850)	H21年 (2009)	H30年 (2018)	R3年 (2021)		異性がよく上部で分岐した代表的な墨久杉の姿
36	しゃらの大杉	14.3m 5.7m	白谷露水岐 213林班 (730)				1600年	平成7(1995)年9月の台風13号により地上7m で折れる
37	白谷大杉	— 6.3m	白谷露水岐 213林班 (730)					平成4(1992)年度の調査で折れて枯死している ことが確認された
38	びびんご杉	20.0m 9.0m	白谷露水岐 214林班 (810)				350年	平成11(1999)年の公算により命名される 鹿児島弁で「萬年」を意味する
39	三本杉	23.4m 4.9m	鶴川歩道沿い 212林班 (550)	H25年 (2013)	H26年 (2014)			計測値は3本の中で樹高・周囲が最大のもの 平成30(2018)年9月の台風で最大のスキ1本折 れる
40	太古杉	17.6m 8.5m	旧高之瀬歩道沿い 221林班 (1,280)					立入禁止区域

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-11	(1) 生態系と自然景観の保全 エ. 外来種や病害虫等への対応
管理方策	・関係行政機関は、教育及び普及啓発、巡視活動を通じて侵入状況等の把握に努める。定着や被害が認められる外来種等について、遺産地域等の生態系への影響をモニタリングし、必要に応じて防除対策を行い、その効果を評価する。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町

<主な取組>

- ・関係行政機関が、2017 年に外来種対策行政連絡会議を設置し、連携して各種対策を実施している。
- ・タヌキについては、屋久島町が有害駆除を実施している。
- ・アブラギリについては、林野庁が基礎調査や除伐を実施している(2010～)。
- ・ナラ枯れについては、林野庁が被害調査を実施している(2004～)。
- ・松枯れについては、No. 1-6 参照。

※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照

<制度化・体系化等>

—

<課題・参考情報>

- ・国内外来種であるタヌキについては、有害駆除を実施しているが、現時点では全島的に分布が拡大しており、現実的にタヌキを根絶するという選択肢は困難な状況である。遺産地域の生態系への負の影響の度合いは不明である。
- ・屋久島東部において、国内外来種であるオキナワキノボリトカゲの侵入が確認されており、分布の拡大が懸念されるが、遺産地域の生態系への負の影響の度合いは不明である。

※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照

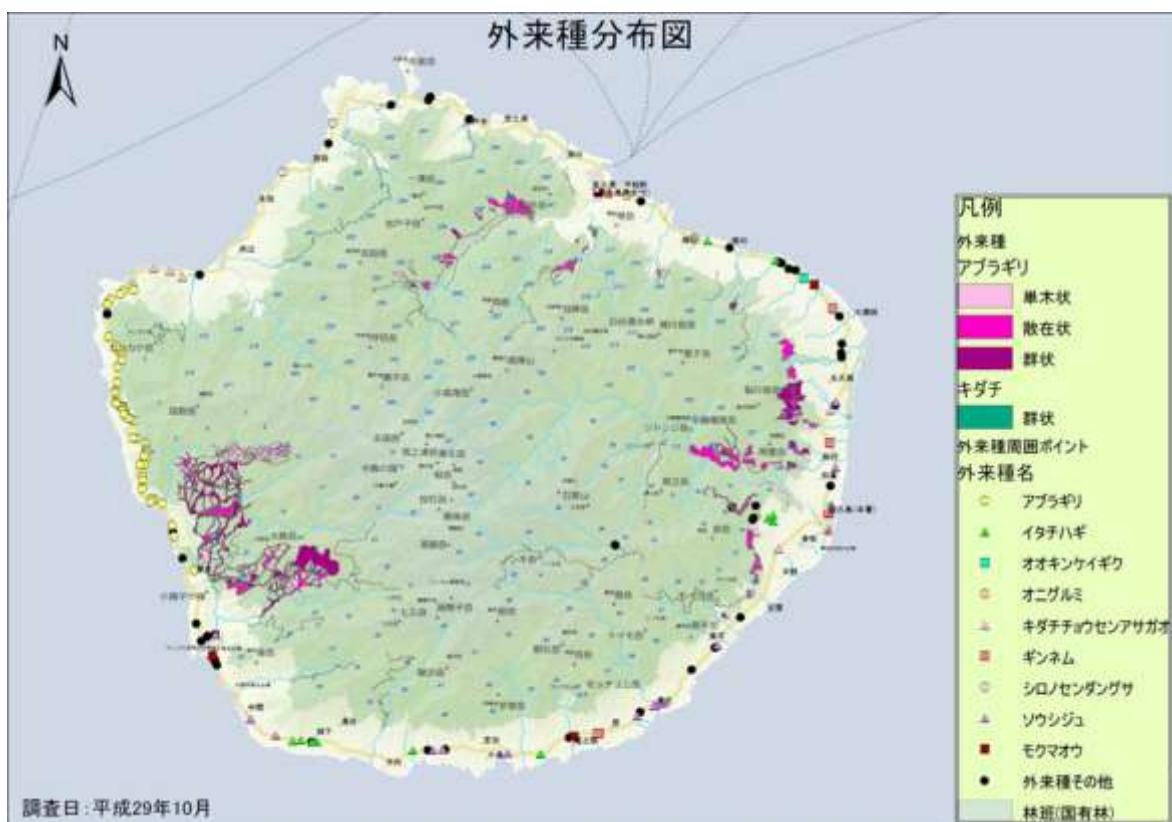


図 1 - 11 - 1 外来植物の分布調査結果

位置図



アブラギリの花と幹



図 1 - 11 - 2 アブラギリの駆除について (屋久島外来種対策行政連絡会)



図 1 - 11 - 3 外来種アブラギリの駆除試験地
【洋上アルプス No. 296_林野庁屋久島森林生態系保全センター】

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 2-1	(2) 自然の適正な利用 イ. 利用の適正化
管理方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺産地域内の登山や観光等の利用は、既存の車道を除き徒步利用を基本とし、生態系と自然景観に支障ない範囲で行う。 ・ 屋久島町エコツーリズム推進協議会が進める島全体での取組とも連携し、里部の観光利用推進等、利用分散を図る。 ・ 巡視活動時に登山道周辺への踏み込みの状況を確認するとともに、とともに、登山・観光客の動向と生態系や自然景観への影響についてモニタリングする。影響が懸念される登山道や地域においては、関係法令による利用調整など、利用の適正化に向けた検討、取組を行う。 ・ 利用の適正化に向けてマナーガイドや縄文杉快適登山日カレンダー等を活用して積極的な広報活動を行う。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋久島町が主体となり、屋久島町エコツーリズム推進協議会において、ガイド制度を体系的に整理し、屋久島公認ガイド制度を構築した。2015年に制定した条例に基づき、2019年から本運用した。 ・ 屋久島町が主体となり、既存の屋久島山岳部保全対策協議会と車両運行対策協議会を統合し、2017年に屋久島山岳部保全利用協議会が設置。町条例に基づき、同協議会が同年から屋久島山岳部環境保全協力金の運用を開始（既存の山岳部保全募金を条例に基づく制度化）。協力金をもとに、山岳部のトイレのし尿搬出を継続している。 ・ 屋久島町が主体となり、2010年から現在の運用期間(3/1～11/30)となった荒川登山口のマイカー規制を継続している。 ・ 屋久島町が主体となり、屋久島全域の適正利用やエコツーリズム推進方策等をとりまとめた屋久島町エコツーリズム推進全体構想を策定中である。 ・ 山岳部の適正利用については、No. 2-2 参照。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015年に屋久島町が、屋久島公認ガイド利用推進条例を制定した。 ・ 2015年に屋久島町が、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例を制定した。 ・ 2022年に山岳部適正利用ビジョンが策定された。 	
<課題・参考情報>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年の町議会において、エコツーリズム推進全体構想と連動した特定自然観光資源（縄文杉、永田浜ウミガメ、西部地域）の利用調整に関する条例案について否決された。 ・ 2019年5月に発生した豪雨災害等も踏まえて、登山者等の安全管理体制の強化が必要である。 	

- ・外国人の入込者の受け入れ体制の整備が必要である。
 - ・空港拡張計画が進められており、空港拡張後には、入込者が急増することが想定され、将来的に屋久島町としてどれぐらいの観光客を見込んで観光ビジョンを設定するかという具体的な数字を関係者で共有しつつ、対応を検討しておくことが必要である。
 - ・ガイドへのクレーム集計の中で、ホスピタリティの欠如が一番多く挙げられていることを踏まえ、ガイド制度も定期的に方針や考え方を見直す機会を検討する必要がある。

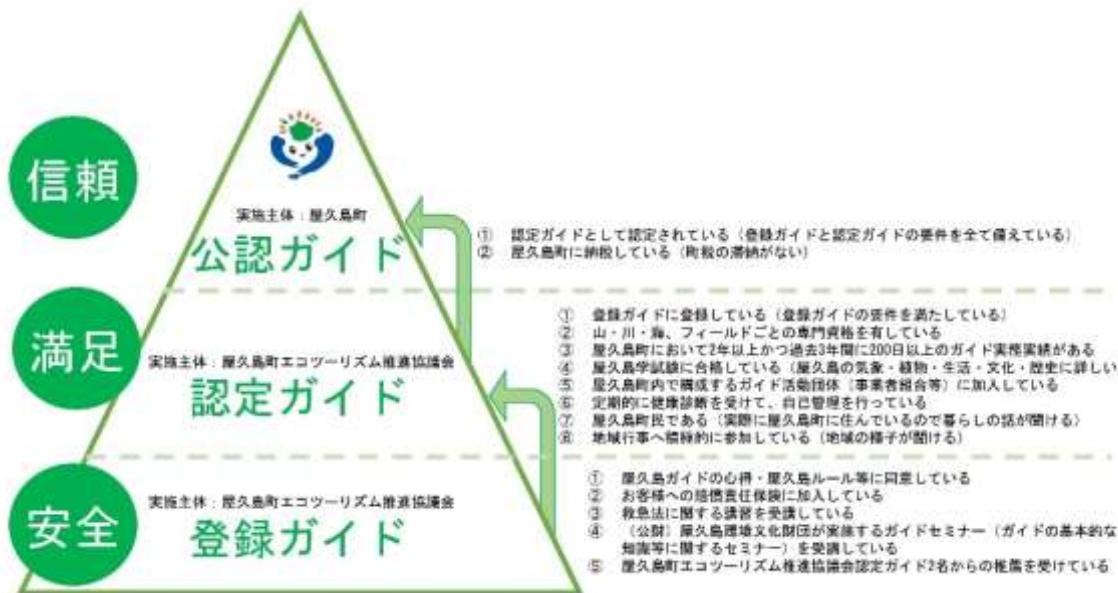


図2-1-1 屋久島公認ガイド認定制度【屋久島町】



図2-1-2 山岳部環境保全協力金チラシ

縄文杉荒川線 車両乗入れ規制に御協力ください

山岳部への過剰な車両乗入れによる環境負荷の軽減と混雑緩和のため、下記の期間において荒川登山口（町道荒川線）への車両乗入れは終日規制されています。屋久島の自然環境や快適な利用環境を守るために、みなさまの御協力をお願いします。

【規制期間】毎年3月1日～11月30日 <275日間>

【規制時間】終日（荒川三叉路にてゲート設置） 【規制区間】町道荒川線入口（荒川三叉路）～荒川登山口

荒川登山バス券・世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の事前購入にご協力ください。

マイカー・レンタカー・路線バス ・二輪車・自転車をご利用の方

▶屋久杉自然館前にて、荒川登山バスへの乗り換えをお願いします。

運行区間：屋久杉自然館前バス停～荒川登山口

中学生以上	(片道券) 1,690 円 (バス代690円+協力金1,000円*) (往復券) 2,380円 (バス代1,380円+協力金1,000円*) ※協力金(日帰り入山の場合)1,000円、山中で宿泊予定の場合(2,000円)
小 学 生	(片道券) 350 円 (往復券) 700円

混雑緩和及び円滑なバス運行のため、事前購入にご協力ください。都合により事前購入できなかつた方は、登山バス乗車口の係員にお申し出ください。

貸切バス・タクシーをご利用の方

▶ 山岳部環境保全協力金の納入をお願いいたします。

協力金は、屋久島山岳部保全利用協議会（屋久杉自然館前バス停）又は荒川三叉路において業務員に納入してください。詳しくは、バス・タクシー会社にお問い合わせください。

協力金 1,000円*

【協力金】日帰り入山の場合 1,000円、山中で宿泊予定の場合 2,000円
協力金は、バス・タクシー料金には含まれていません。

荒川登山バス時刻表（平成30年3月現在）

屋久杉自然館前 発	□ 4:40	5:00	5:20	5:40	■ 6:00	14:00
↓ 荒川登山口 着	□ 5:15	5:35	5:55	6:15	■ 6:35	14:35
屋久杉自然館前 発	△ 6:20	■ 6:40	15:00	■ 15:30	16:00	16:30
↓ 屋久杉自然館前 着	△ 6:55	■ 7:15	15:35	■ 16:05	16:35	17:05
△ 6:20	■ 6:40	15:00	■ 15:30	16:00	16:30	17:00
△ 6:55	■ 7:15	15:35	■ 16:05	16:35	17:05	17:35
△ 6:20	■ 6:40	15:00	■ 15:30	16:00	16:30	17:00
△ 6:55	■ 7:15	15:35	■ 16:05	16:35	17:05	17:35
△ 6:20	■ 6:40	15:00	■ 15:30	16:00	16:30	17:00
△ 6:55	■ 7:15	15:35	■ 16:05	16:35	17:05	17:35

・最終便：乗り遅れないようご注意ください
・ダイヤは諸事情により変更する場合があります
・道路状況（悪天候・積雪・凍結等）により運休する場合もあります。
・荒川登山バスは予約及び座席指定できません。

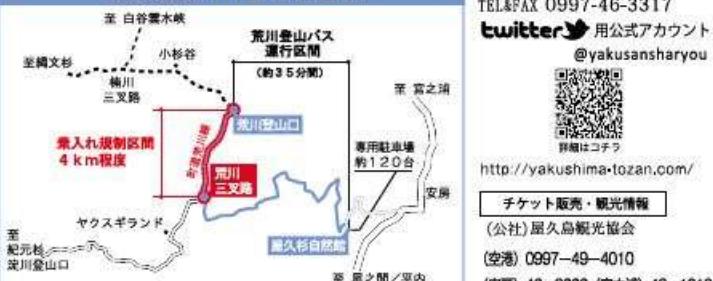
□ … 8月のみ運行
■ … 6,11月運休 △ … 6,11月のみ運行

荒川登山バスと接続する路線バスのご案内

宮之浦・尾之間方面と屋久杉自然館前を結ぶ路線バスが運行しています。
運行ダイヤは別途路線バス時刻表をご確認下さい。



荒川登山バス運行位置図



山岳部環境保全協力金の納入をお願いいたします。

世界自然遺産として評価された屋久島の美しい自然環境と清らかな水環境を人類共通の財産として末永く受け継ぎ、登山者のみなさまに安心で安全な自然体験を提供するための協力金です。

基本額(日帰り入山の場合) 1,000円

山中で宿泊予定の入山の場合 2,000円

*登山がされない方で協力金制度にご賛同いただける方も協力金を輸送協会案内所などで納入できます。

使い道

- 山岳トイレの維持管理経費
- 登山道トロッコ道の点検及び雌微な補修費
- 山岳地域の安心安全のための諸活動にかかる経費
- 町道荒川線のマイカー規制等に係る経費
- 上記のほか、協力金の収納等、山岳部の自然環境の保全に必要な経費

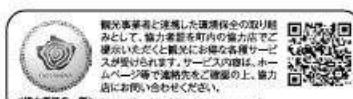


図 2 - 1 - 3 マイカー規制チラシ（2018 時点）

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 2-2	(2) 自然の適正な利用 ウ. 主要な登山道や地域毎の利用方針
管理方策	・遺産地域内を通る年間登山者数が5,000人以上と想定される登山道について、各登山道の利用の現状を踏まえ、利用方針を定める（荒川登山道、宮之浦岳登山道、宮之浦岳-縄文杉縦走路、太忠岳登山道）。また、遺産地域内で唯一、車道が通り、生態系への影響が懸念される西部地域についても利用方針を定める。
実施主体	◎環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境省が、2016年に山岳部利用のあり方検討会を設置し、2021年まで関係者による議論を積み重ね、山岳利用のビジョン、ROSを活用した利用ルートごとの利用体験ランク、施設の整備・維持管理水準、情報提供方策等を盛り込んだ「屋久島山岳部適正利用ビジョン」が2022年に策定された。また、山岳利用にあたって残る課題についてもビジョン別添として整理された。 ・屋久島全域の適正利用やエコツーリズム推進方策については、No. 2-1 参照。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ・2022年に山岳部適正利用ビジョンが策定された。 	
<課題・参考情報>	
<ul style="list-style-type: none"> ・登山道の利用と密接な関係にある「山岳部のし尿処理と山岳トイレ」、「トロッコ軌道の維持」、「管理者不在の歩道等の取扱い」、「避難小屋」、「施設の維持管理等における現場の担い手」等について、具体的な対応方針や対策が未決定・未着手のものもあり（ビジョン別添として整理）、引き続き関係者による協議と実行が必要である。 ・2022年3月に、展望デッキから縄文杉の眺望の支障となっている低木の取り扱いについて、観光協会等から要望書が出された。島における縄文杉の位置づけを踏まえつつ、低木の剪定等の程度について検討する必要がある。 	



	利用体験ランク				
	1 都市的	2	3	4	5 原生的
想定される利用体験の質	<p>屋久島山岳部の自然にふれあう探勝ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスやレンタカー等で容易にアクセスでき、行程は半日未満の一般観光客向けルート。 ・木道や階段が整備され、川には橋があるなど、安全性・快適性に配慮された探勝ルートで、屋久島の自然とふれあえる。 	<p>屋久島山岳部の自然を楽しむトレッキングルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスやレンタカー等で容易にアクセスでき、行程は日帰り（半日～一日）の登山入門者向けルート。 ・木道や階段が適所に設置され、川には橋があるなど、快適性が優先されたトレッキングルートで、屋久島の自然を楽しめる。 	<p>屋久島山岳部の自然を体感できる登山道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装路または未舗装路での歩道用いたアクセスが基本となり、行程は日帰り（一日）の登山経験者向けルート。 ・快適性よりも自然の雰囲気の保持が優先された登山道で、屋久島の自然を体感できる。 	<p>屋久島山岳部の原生的な自然を体感できる登山道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未舗装路や悪路での車両用いたアクセスが基本となり、行程は日帰り（一日）または一泊の登山経験者向けルート。 ・自然の雰囲気の保持が最も優先された、人との出会いが稀な登山道で、屋久島の原生的な自然を体感できる。 	<p>屋久島山岳部の原生的かつ莊厳な自然を深く体感できる登山道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩でのアクセスが基本となり、行程は一泊以上の経験豊富な登山者向けルート。 ・自然の雰囲気の保持が最も優先された、ほぼ人と出会いがない登山道で、屋久島の原生的かつ莊厳な自然を深く体感できる。 ・木道や階段の整備を行わないことを基本とする。また、渡渉が必要な場合があり、ルートの誘導は必要最低限で、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らのリスク管理と高度な行動判断が要求される。

図2-2-1 屋久島登山道の利用体験ランク

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 2-3	(2) 自然の適正な利用 エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理
管理方策	・ 遺産地域内の登山道等の施設整備と管理は、「屋久島地域整備計画」に基づき、施設・登山ルート毎に行い、その内容を情報発信する。 ・ 登山道の荒廃箇所については、環境条件に応じた適切な工法により荒廃の防止・整備を行う。裸地化や土壌流出等が見られる登山道脇についても、その防止措置や植生回復措置を行う。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政機関が、各種整備・維持管理を実施している。 ・ No. 2-2 参照。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添参照 	
<課題・参考情報>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登山道の利用と密接な関係にある「山岳部のし尿処理と山岳トイレ」、「トロッコ軌道の維持」、「管理者不在の歩道等の取扱い」、「避難小屋」、「施設の維持管理等における現場の担い手」等について、具体的な対応方針や対策が未決定・未着手のものもあり（ビジョン別添として整理）、引き続き関係者による協議と実行が必要である。 	

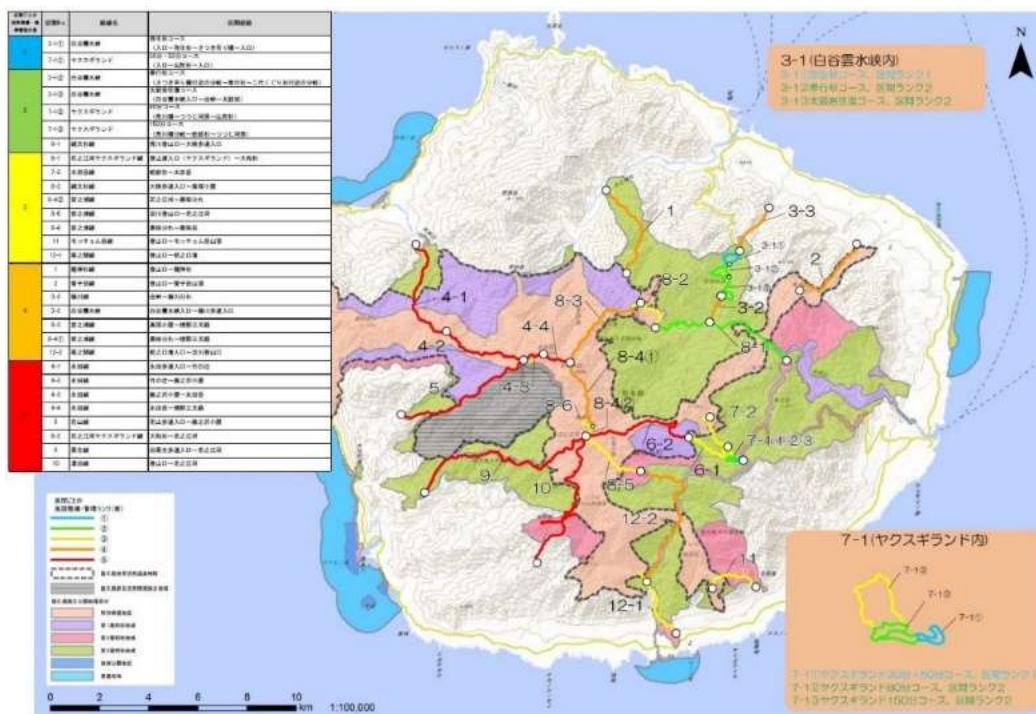


表 2 - 3 - 1 過去 10 年の主な整備の写真一覧

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 2-4	(2) 自然の適正な利用 オ. エコツーリズムの推進
管理方策	<ul style="list-style-type: none"> ・登山・観光客の遺産地域の保護に対する理解を深めるため、島全体でのエコツーリズムを推進し、より深い知識と屋久島らしい体験を提供する。 ・登山道や地域毎に適正な利用ルールを作り、その普及を図る。エコツアーアの質的向上に向け、ガイド登録制度の充実と認定制度導入を図り、エコツアーアが環境保全につながる仕組みを構築する。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、◎屋久島町、地域関係者（◎財団、レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・山岳部を中心とした島全体については、No. 2-1 参照。 ・屋久島環境文化財団と屋久島町が主体となり、2015 年に屋久島里めぐり推進協議会を設置し、里地の地域資源を活用したツアー等を実施している。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ・No. 2-1 参照。 	
<課題・参考情報>	
<ul style="list-style-type: none"> ・里めぐり、語り部等、集落文化を知る観光の展開には、人材確保が課題である。 	



図 2 - 4 - 1 屋久島里めぐり図【屋久島里めぐり推進協議会】



普段体験できることや
Experience



歩いてみると気付かない景色
Landscape



各集落の特産や名物にも
出会えるかもしれません
Encounter

図2－4－2 里めぐりの魅力【屋久島里めぐり推進協議会】

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 3	(3) 関係行政機関等の体制
管理方策	・遺産地域の適正な管理の推進を図るために設置された屋久島世界遺産地域連絡会議を通じて連絡調整を行い、屋久島山岳部利用対策協議会、屋久島町エコツーリズム推進協議会等とも連携、情報共有を図り、一体となって遺産地域の効果的・効率的な管理を進める。
実施主体	◎環境省、◎林野庁、◎鹿児島県、◎屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・2009～2010年に科学委員会やヤクシカWGを設置し、科学的データに基づく順応的な管理体制を継続的に運用している。 ・2021年に世界遺産地域連絡会議の体制を拡充し、世界遺産管理に係る地域関係者との情報共有や合意形成の場として運用を開始した。 ・関係行政機関の人員・体制については、大きな変化はない。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ・科学委員会（WG含む）という科学的データに基づく順応的管理の体制が継続されている（2009～）。 ・地域連絡会議の体制が拡充され、地域関係者との情報共有や合意形成の場が構築された（2021）。 	
<課題・参考情報>	
<ul style="list-style-type: none"> ・特に適正利用に関して、実務的かつ重要な役割を担っているその他の様々な協議会や検討の場があり、人的資源が限られている中で、構成員の多くが重複している。 ・特に適正利用に関して、既存の様々な協議及び検討の場が存在しているものの、横の連携（協議会間での決定事項や検討事項の情報共有、担当者間での情報共有）が必ずしも十分ではなく、合意形成のスキームが不明瞭である。 	

屋久島世界自然遺産地域の管理体制 (R4.3時点)

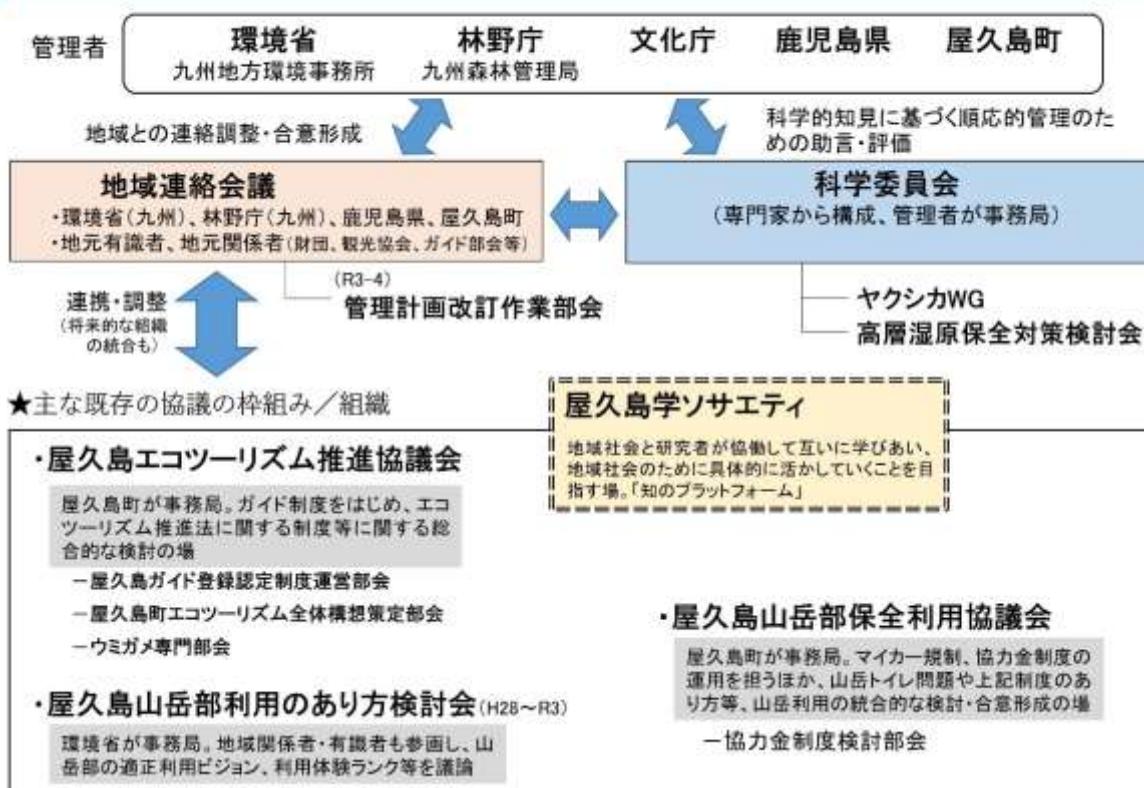


図 3 - 1 屋久島世界自然遺産地域の管理体制

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 4-1	(4) 調査研究・モニタリング及び巡視活動 イ. 調査研究・モニタリング
管理方策	・関係行政機関は、過去の調査研究の整理のほか、研究者、地域団体等とも連携・協力して、効果的な調査・モニタリングを実施し、科学委員会で適切な評価を行う。 ・科学委員会での検討を踏まえて、管理指標の設定、調査項目の選定を行い、長期的なモニタリングを実施する。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組>	
・関係行政機関が、2011年に屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画を策定し、当該計画に基づいて各種モニタリングを継続的に実施している。	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
・2011年に策定された屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画に基づき、必要なモニタリングが継続的に実施されている。	
<課題・参考情報>	
・社会状況等の変化や、新たに策定又は改定される計画に即して、モニタリング計画の定期的な見直しの検討が必要である。 ・継続的なモニタリングには予算や人員の制約があることから、既存のモニタリングやデータを活用するなど、できるだけ簡易で安定的な方法も模索する必要がある。	

屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画

参考資料

管理機関が継続して実施するモニタリング項目

モニタリング項目	評価指標	実施主体	実施頻度
1. 気象データの測定	1. 気温、湿度、地温、土壤水分、降水量等	● ● ●	毎日～毎月
2. 大気組成、水質測定	2. 地下水れん量	●	毎月
3. 天然スギ林の面積把握	3. H, D, DBH, DBD, COO, SS, 大根株群数	●	4年毎
4. 天然スギ林の動態把握	4. 天然スギ林の面積	●	四年毎
5. 善名ヤクシキ等の生息・死木の現状把握	5. 天然スギ林の種群構造及び樹層構造	● ●	3～10年毎
6. その他の特異な自然景観度量の現状把握	6. 善名ヤクシキ等である各個体の枝数、葉量	● ●	毎年
7. 植生の変遷分布の動態把握	7. 特異な自然景観資源の現況	●	毎年
8. サウシカの個体数及び被害状況把握	8. 植生、種類及び隣接構造	● ●	3～10年毎
9. サウシカの動態把握及び被害状況把握	9. サウシカの個体数	● ● ●	毎年
10. サウシカによる植生被害及び回復状況	10. サウシカによる植生被害及び回復状況	● ●	3～5年毎
11. 常少種・固有種の分布状況の把握	11. 花崗岩の分布・固有種の分布・生長状況	●	8年毎
12. 花崗岩の分布・固有種の分布・生長状況	12. サウシカによる植生被害及び回復状況	●	8年毎
13. 外来種による生態系への影響把握	13. サウシカによる植生被害及び回復状況	●	8年毎
14. 高原湿原の動態把握	14. 外来種による生態系への影響	●	毎年～1年毎
15. 高原湿原の動態把握	15. 植生の現状	●	5年毎
16. 高原湿原の動態把握	16. 植生の現状、土壌堆積量及び草木の付着面積	●	5年毎
17. 高原湿原の動態把握	17. 善名ヤクシキ等の分布、種群数	●	5年毎
18. 屋久島人馬若狭	18. 屋久島人馬若狭	●	毎日
19. 生育山数における生育山数	19. 生育山数	●	毎日
20. 自然休耕率における残耕利用者数	20. 自然休耕率における残耕利用者数	● ●	毎日
21. 残耕率における利用者数	21. 残耕率における利用者数	●	3～2年毎
22. レクリエーション利用者の動向	22. レクリエーション利用者の動向	●	毎日
23. レクリエーション利用者の現状	23. レクリエーション利用者の現状	●	3～10年毎
24. 生育山周辺の常青樹状・椿生実生	24. 生育山周辺の常青樹状・椿生実生	● ●	3年毎～5年毎
25. 乾燥小屋トイレ周辺の水質	25. 乾燥小屋トイレ周辺の水質	●	3年毎

図 4 - 1 - 1 管理機関が継続して実施するモニタリング計画

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 4-2	(4) 調査研究・モニタリング及び巡視活動 ウ. 巡視活動
管理方策	・「屋久島世界遺産地域巡視マニュアル」に基づき、ガイド事業者や地域住民・団体等の参加・協力を得て、効果的・効率的な巡視活動に努める。その結果について互いに情報を共有し、ガイド事業者や地域住民・団体等にも情報提供しつつ、遺産地域の適正な管理に活用する。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境省と林野庁を中心として、2008年に作成した世界遺産地域巡視マニュアルに基づき、職員等（アクティブ・レンジャー・グリーン・サポート・スタッフを含む）による定期的な巡視を実施している。 ・関係行政機関が、屋久島国立公園パークボランティア（環境省）、自然保護推進員や希少野生動植物推進員（鹿児島県）を運用している。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
—	
<課題・参考情報>	
<ul style="list-style-type: none"> ・情報化社会の進展とともに、関係行政機関間の情報の即目的な共有が重要となっており、世界遺産地域巡視マニュアルの改訂も必要である。 	

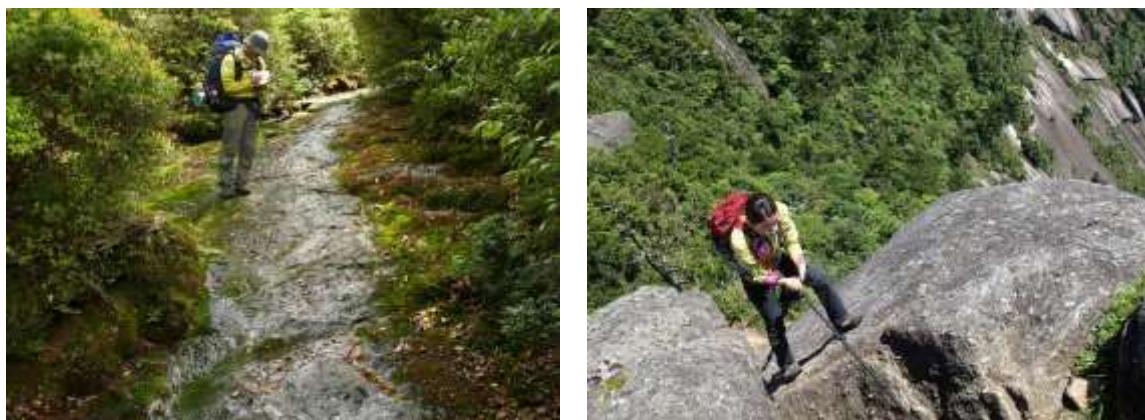


図4－2－1 モニタリング、巡視活動

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 5	(5) 地域との連携・協働
管理方策	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の協議会等様々な機会を通じて、ガイド事業者や地域住民・団体等の意見や提案を幅広く聴き、遺産地域の適正な管理に活用し、その結果を発信、情報共有する。 ・管理にあたって遺産地域の保全や利用に関わるガイド事業者や地域住民・団体等の積極的な参加・協力を得る。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・屋久島山岳部保全利用協議会や屋久島町エコツーリズム協議会、屋久島山岳部利用のあり方協議会等において、世界遺産管理に関する方針や具体的施策について、地域関係者からの意見や提案を幅広く聞くとともに、情報の共有を図っている。 ・2021年に世界遺産地域連絡会議の体制を拡充し、世界遺産管理に係る地域関係者との情報共有や合意形成の場として運用が開始した。 ・2013年に、地域社会と研究者が協働して互いに学びあい、地域社会のために具体的に活かしていくことを目指す場（知のプラットフォーム）として、地域住民・団体、研究者、屋久島町が主体となって、屋久島学ソサエティが設立。年次大会が開催されるなど、研究者の研究データが島民に広く還元されるとともに、多くの情報が蓄積されている。屋久島公認ガイド制度においても、登録ガイドの要件に位置付けられている。 ・屋久島環境文化財団が、2006年から民間団体等の環境保全活動への支援を継続している。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ・2013年に屋久島学ソサエティが設立された。 	
<課題・参考情報>	
<ul style="list-style-type: none"> ・No. 3 参照。 ・島民が、屋久島の自然環境や世界遺産管理に直接的・間接的に携わる活動・場面が少ない。 ・将来の屋久島の世界遺産管理の担い手となれるよう、ガイドの位置づけや役割の明確化が必要である。 	

楽しく学ぼう屋久島のこと

屋久島学ソサエティ 2019 第7回大会

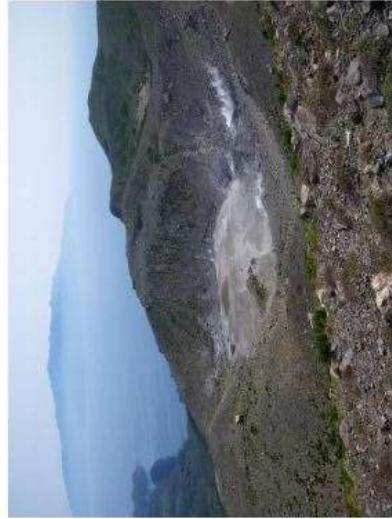
Society of Yakushimaology

■日時：2019年12/7(土)・8(日)

■場所：屋久島離島開発総合センター（宮之浦）

屋久島学ソサエティは、島に住む人と研究者が共に学びあい、
細分化された学問分野と島の現実を論断的に語るだけでなく島の問題解決のために必要な
知識を共有し、地域社会のために具体的に活かしていくことを目指します。

プログラム



口永良部島新岳から古岳と屋久島を望む

■主催：屋久島学ソサエティ
■共催：屋久島町/(公財)屋久島環境文化財団/
京都大学ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院

図 5 - 1 屋久島学ソサエティ第7回大会プログラム表紙



図 5 - 2 会誌「屋久島学 No. 7」表紙

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 6-1	(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発 (環境教育)
管理方策	・遺産地域の自然を体験するセミナー、地元小・中学生等を対象とした森林教室や自然観察会、ガイド事業者を対象とした研修会開催等の体験、学習機会を設け、環境教育・環境学習を積極的に推進する。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・屋久島環境文化財団が、1996年から自然・文化体験セミナーやふるさとセミナー等の環境学習事業を、2003年から研究者の講演会（屋久島研究講座）を継続している。 ・2001年に屋久島高校に環境コースが設置され、自然や文化に関するカリキュラムが構築されているとともに、生徒は自然環境等に係る課題研究を行い、屋久島学ソサエティ等の場で発表を行っている。 ・屋久島学ソサエティについては、No. 5 参照。 ・環境省が、2008年から町の小学校を対象に、国立公園や世界遺産を伝える「出前授業」を継続している。 ・林野庁が、2020年に町の小中学校の先生を対象に、森林や林業の情報を発信する「屋久島森の塾」を開催した。 ・2020年より、屋久島世界遺産センター（環境省）・屋久島環境文化研修センター（鹿児島県）・屋久杉自然館（屋久島町）の3施設が連携し、ESDやSDGsをキーワードに、島内の子どもたちや来島者に対する環境教育・自然体験の推進を実施している。 ・環境教育や普及啓発の拠点施設として、屋久島環境文化村センター、研修センター、屋久杉自然館、屋久島世界遺産センター、屋久島世界遺産保全センター等が各関係行政機関によって運営されている。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ・2013年に屋久島学ソサエティが設立された。 	
<課題・参考情報>	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の体系化や深化を目的として、関係行政機関や施設間の連携が重要である。特に教育委員会や学校との連携は重要である。 	



図 6 - 1 - 1 出前授業の様子【環境省屋久島自然保護官事務所_屋久島世界遺産センター】

洋上アルプス No.306 2020年9月5日
発行 林野庁屋久島森林生態系保全センター

バックナンバーは屋久島国森林における入林申請等は
こちらにあります
http://www.rinya.maff.go.jp/kensya/yakuin/im_index.html

屋久島の林業・木材産業を知る
— 令和2年度「屋久島森の塾」開催 — (7月31日)

当保全センターと屋久島森林管理署では、平成30年度から町内小中学校教職員を対象とした「屋久島森の塾」を取り組んでおり、今年度は小・中学校16名の教職員参加のもと屋久島森林管理署や伐木事業地、木材加工場等で実施しました（屋久島町教育委員会共催）。

今年の森の塾は、現在屋久島で行われている林業・木材産業を主体に、①土壌木の現状、②地形の島外出荷、③森林施設地見学（伐木作業）、④地形の加工・販売、⑤地形を使った伐場跡査見学などのカリキュラムを行いました。参加者からは「地形の生産から加工・販売まで一連の流れがとてもわかりやすくて良かった」「子ども達にも見学させたい」「小松谷にも行きたい」「体験があると良かった」等多くの感想をいただきました。今後もさらに内容を充実させた森の塾を継続して開催したいと考えています。

伐木作業地で伐倒・集材作業を見学

土壌木について説明

西署長の説明を聞く参加者

洋上アルプス No.306 ①

図 6 - 1 - 2 屋久島森の塾【洋上アルプス No. 306_林野庁屋久島森林生態系保全センター】

環境省 鹿児島県 屋久島町
屋久島世界遺産センター × 屋久島環境文化研修センター × 屋久島町屋久杉自然館

SDGs × ESD プログラム集

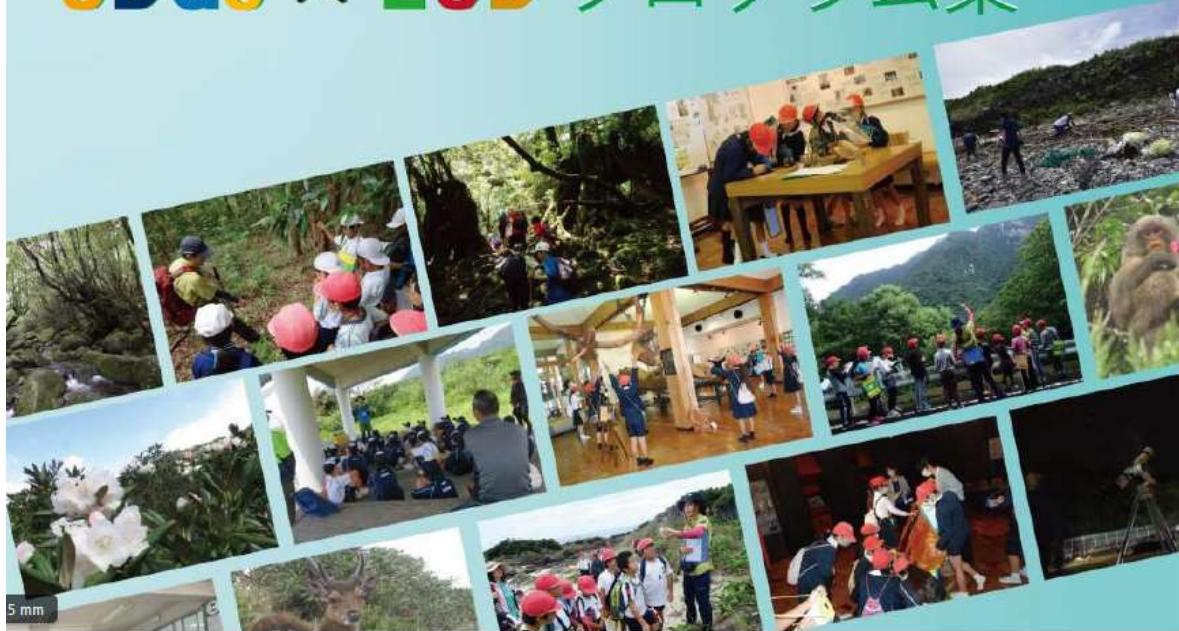


図 6 - 1 - 3 SDGs × ESD プログラム集 表紙

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 6-2	(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発 (普及啓発・情報発信)
管理方策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用マナーやルールについて、巡視活動に併せ、登山・観光客に対して指導・啓発を行う。 ・遺産地域の保全・管理に係る情報、遺産地域の自然情報等について、関係行政機関等の主要施設、イベント等の場において、案内板、ホームページ、パンフレット、映像等を効果的に活用し、積極的に国内外への情報発信に努める。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組>	
<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関が、屋久島マナーガイド(1999～)、西部地域ルールガイド(2011～)、洋上アルプス(1995～)といったパンフレットやリーフレット等のほか、モニタリング結果、ヤクシカ対策等に係る普及啓発資料を作成し、観光客や住民に対して普及啓発を実施している。また、屋久島マナービデオ(2002～)が適宜改訂され、交通機関の協力を得て、高速船で継続的に放映されている。 ・関係行政機関が、各 HP を整備・更新しているほか、山岳部保全協力金とマイカー規制、屋久島公認ガイドなどの主要な取組ごとの HP が整備され、情報発信が行われている。 ・科学委員会、ヤクシカ WG、高層湿原保全対策検討会、山岳部利用のあり方検討会などの主要な会議の資料、議事概要等が公開され、議論の透明性が確保されている。 	
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等>	
—	
<課題・参考情報>	
<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産地域や国立公園の管理者である行政機関からの体系的かつ総合的な情報発信を行う必要がある。 ・屋久島マナービデオについて、頻繁な改訂により、観光客等への訴求性が低下していることから、全面的な改訂が必要である。 ・山岳部利用ビジョンに基づき、関係行政機関が一元的に利用のあり方を情報発信するツールが必要である。 ・近年では SNS 等の普及に伴って、個人の情報収集手段も多様化するとともに、利用者個人による情報発信力の大きさも高まっており、行政による一元的な HP 等の整備だけで、発信したい情報を利用者に十分に伝えることは困難である。個人による情報発信力の重要性も十分に考慮しつつ、観光事業者との連携なども含めて、多角的な情報発信の形を構築する必要がある。 	



図 6 - 2 - 1 (左)登山者のための屋久島マナーガイド、(右)屋久島西部地域ルールガイド
【左：屋久島山岳部保全利用協議会、右：環境省九州地方環境事務所】

山岳部環境保全協力金の納入をお願いいたします。

世界自然遺産として評価された屋久島の美しい自然環境と清らかな水環境を人類共通の財産として永く受け継ぎ、登山者のみなさまに安心で安全な自然体験を提供するための協力金です。

基本料(日帰り入山の場合)	1,000円
山中で宿泊予定の入山の場合	2,000円

半登山をされない方で協力金制度をご質問いただける方も協力金を観光協会案内所などで納入できます。

使い道

- 山岳トイレの維持管理経費
- 登山道・トロッコ道の点検及び整備の補修費
- 山岳地域の安心安全のための諸活動にかかる経費
- 司道荒川線のマイカー規制等に係る経費
- 上記のほか、協力金の収納等、山岳部の自然環境の保全に必要な経費

観光事業者と連携した環境保全の取り組みとして、協力金を貯められた方の協力金制度をご理解いただくと、観光における各種サービスを受けられます。サービス内容は、ホームページ(<http://yakushima-tozan.com/>)等で連絡先をご確認の上、協力金にお問い合わせください。

納入方法

<荒川登山口から入山する方>

- P5に記載する取扱所で、事前に納入いただくか、荒川登山口に待機する業務員に納入してください。

<白谷雲水線から入山する方>

- P5に記載する取扱所で、事前に納入いただくか、白谷雲水線の入口の管理棟で納入してください。

<登山をされない方で協力金制度にご質問し納入いただける方>

- 観光協会案内所(空港前・エコタウンあわほ内・屋久島環境文化村センター内)、屋久島山岳部保全利用協議会(屋久杉自然館前バス停)で納入いただけます。
- 指定口座に振り込み(金額は問いません)
※ご希望の方は、屋久島町役場環境政策課(<http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/>)にお問い合わせください。

<荒川登山口から入山する方>

毎年3月1日から11月30日までの期間、荒川登山口に通じる町道荒川線は、許可車両以外の車両の乗り入れを規制しています。荒川登山口へは、屋久杉自然館前バス停から荒川登山バス(シャトルバス)をご利用ください。下記の取扱所で、バス券の購入に併せて山岳部環境保全協力金を納入してください。

協力金及びバス券の事前購入にご協力ください。

協力金及び荒川登山バス券取扱所		取扱時間	市外局番0997
取 扱 所	取扱時間		
(公社)屋久島観光協会事務局(空港前)	8:30~18:00	49-4010	
安房案内所(エコタウンあわほ内)	9:00~18:00	46-2333	
宮之浦案内所(屋久島環境文化村センター内)	9:00~17:00	42-1019	
屋久島環境文化村センター	9:00~17:00	42-2900	
屋久島山岳部保全利南施設(屋久杉自然館前バス停)	4:00~19:00	46-3317	
申込以外にも、宿泊先などで購入できる場合もございますので、各施設に直接お問い合わせください。			
バス券の返金は観光案内所にて行います。(購入いただいた山岳部環境保全協力金は原則返金できませんのでご了承ください。)			

マイカー・レンタカー・二輪車・自転車・路線バスをご利用の方

▶屋久杉自然館前バス停にて、荒川登山バスに乗り換えてください。

運行区間：屋久杉自然館前バス停～荒川登山口

中学生以上	(片道券)1,600円(バス代600円+協力金1,000円) (往復券)2,380円(バス代1,380円+協力金1,000円)*
小学生	(片道券)350円(バス代350円) (往復券)700円(バス代700円)*
小学生未満	バス代は無料です。 運賃緩和及び円滑なバス運行のため、事前購入にご協力ください。都合により事前購入できなかった方は、登山バス乗車口に待機する係員にお申し出ください。

貸切バス・タクシーをご利用の方

▶協力金は、屋久島山岳部保全利用協議会(屋久杉自然館前バス停)または荒川三叉路において業務員に納入してください。詳しくは、バスタクシー会社またはドライバーにお問い合わせください。

1,000円*
※協力金1日借り入山の場合1,000円、山中で宿泊予定の場合2,000円。

[問合せ先] 屋久島山岳部保全利用協議会 TEL&FAX 0997-46-3317
<http://yakushima-tozan.com/>

[バス運行情報] 種子島・屋久島交通株屋久島支社 0997-46-2221
まつばんた交通バス株 0997-43-5000

図 6 - 2 - 2 山岳部環境保全協力金とマイカー規制に関する記述

【登山者のための屋久島マナーガイド_屋久島山岳部保全利用協議会】



屋久島世界遺産センター

Yakushima World Heritage Conservation Center

トップページ センター紹介 世界遺産 国立公園 登山情報 エコツーリズム リンク

Menu

最新登山情報
屋久島山岳部保全利用協議会
登山におけるマナー／諸注意
縄文杉トイレの利用
縄文杉登山における注意事項
縄文杉快道登山日カレンダー

最新登山情報

▼ 屋久島の冬山登山について

- 2020年度冬、既に2件の山岳遭難事故が発生しました。
特に2021年1月に入ってからの寒波の影響で、山間部では深い積雪となっています。
縄文杉のある標高帯には50cm以上の積雪があり、宮之浦岳方面では積雪が100cmを超える部分も発生しています。
稜線部では降雪時、吹雪や濃霧が発生しやすくなります。
無積雪期と比べ、登山の難易度やリスクははるかに高くなります。
登山口には雪が無い場合であっても、高標高帯へ進むにつれて歩行困難になる可能性が高いため、安易な入山はお控え頂くようお願いいたします。
冬山で遭難事故が発生した場合、悪天時には救助活動も大変困難となります。
特に以下のようないい場合は、**登山計画の見直しをお願いいたします。**
- ・ 寒波や寒冷前線通過など、天候悪化が予想される場合。
- ・ 初めてのルートや慣れていないルートを計画している場合。
- ・ 冬山装備、緊急時用装備が十分でない場合。
- ・ 冬山に向けての体力、体調が十分で無い場合。
- ・ 1日に長距離の登山を計画している場合。

▼ 屋久島で登山をされる方へ

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、屋久島山岳部保全利用協議会から屋久島で登山をされる方へ、注意喚起の案内文が発表されました。
下記のとおり感染予防に努め、登山を楽しんでください。
また、当面の間、緊急時以外の避難小屋の利用はお控えください。

[屋久島で登山をされる方へ\[PDF134KB\]](#)

▼ 口永良部島新岳噴火に関する情報

図 6 - 2 - 3 屋久島世界遺産センターHP

森林管理局へようこそ

報道・広報

森林管理局の仕事

公売・入札情報等

リンク集

[ホーム](#) > [生物多様性の保全](#) > 屋久島世界遺産地域連絡会議、屋久島世界遺産地域科学委員会

屋久島世界自然遺産地域

屋久島世界自然遺産地域

『屋久島世界自然遺産地域は、世界遺産条約に基づき平成5年12月我が国で初めて世界自然遺産として登録されました。』

世界自然遺産「屋久島」は、九州本土最南端から60kmの海上に位置するほぼ円形の山岳島である屋久島の中心部から西の海岸部に及ぶ原生的な温帯雨林が広がる地域である。屋久島の島嶼生態系は、標高2,000mに迫る山岳を有し、亜熱帯性植物を含む海岸植生、山地の温帯雨林から山頂付近の冷温帶性ササ草地や高層湿原に及ぶ植生帯の垂直分布の連続性を保持している点で、北半球の温帯域では他にほとんど例がない顕著な生態系である。また、屋久島の山地温帯雨林は、年間降水量が8,000mmを超える特殊な多雨・高湿度環境に適応した溪流植物や着生植物を豊富に含む特異な生態系が見られる点、樹齢1,000年を超えるヤクスギの原生林がつくりだす景観を有する点で世界的に特異な存在である。屋久島は、平成5年（1993年）12月の第17回世界遺産委員会において世界遺産のクライテリア（評価基準）に合致する顕著な普遍的価値を有すると認められ、世界自然遺産として登録されました。

登録面積は、国有林10,260ha、民有林487ha、合計10,747ha

主な保護林としては、屋久島森林生態系保護地域（林野庁）、屋久島国立公園（環境省）、原生自然環境保全地域（環境省）、史跡名勝天然記念物（文化庁）

[「屋久島世界遺産地域管理計画（平成24年10月）」\(PDF: 519KB\)](#)

屋久島世界遺産地域連絡会議

世界自然遺産はに登録された「屋久島」の適正な保全管理の推進を図るために関係行政機関相互の連絡調整を行う場として「屋久島世界遺産地域連絡会議」が設置されています。

また、遺産地域を将来にわたり適正に保全管理していくため、「屋久島世界遺産地域管理計画」によって、各種制度の運用と各種事業の推進等に資する基本的な方針を明らかにしています。

《地域連絡会議の構成組織》

環境省九州地方環境事務所

林野庁九州森林管理局

鹿児島県

鹿児島県教育委員会

屋久島町

地域連絡会議の開催状況

図 6 - 2 - 4 九州森林管理局_屋久島世界自然遺産地域 HP

世界自然遺産
屋久島を
みんなで
守ろう

YAKUSHIMA

> トップページ > 協力金について > 登山バスについて > 観光にもお得なお知らせ

> 山岳部でのマナーとルール

世界自然遺産屋久島
山岳部環境保全協力金の納入をお願いします。

基本額(日帰り入山の場合) 1,000円 山中で宿泊予定の入山の場合 2,000円

※ 登山をされない方も協力金を観光協会案内所などで納入できます。

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金とは?

世界自然遺産として評価された屋久島の美しい自然環境と清らかな水環境を人類共通の財産として末永く受け継ぎ、登山者のみなさまに安心で安全な自然体験を提供するための協力金です。

この協力金の納入は任意ですが、屋久島の関係機関の合意により、屋久島町議会で議決された世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例によって納入をお願いするものです。ご理解ご協力をお願いします。

[協力金について詳しくはこちる](#)

観光にもお得なお知らせ

観光事業者と連携した環境保全の取り組みとして、協力者証を町内の協力店でご提示いただくと観光にお得な各種サービスが受けられます。

サービス内容は、ホームページ等で連絡先をご確認の上、協力店にお問い合わせください。

[詳細と協力店一覧はこちる](#)

<協力者証の一例>

納入の方法

図 6 - 2 - 5 屋久島山岳部保全利用協議会 HP



屋久島公認ガイド

Official Certified Guide of Yakushima



屋久島公認ガイドとは? 公認ガイド一覧 ガイドの方へ 屋久島町エコツーリズム推進協議会について



屋久島公認ガイドで充実&大満足の自然体験を!

日本でも数少ない公的機関（屋久島町）が認定するガイドを利用して、楽しく安全に自然を体験しよう！

屋久島公認ガイドとは・・・?

- ・時間を有効に使いたい！最適なプランを知りたいなあ。
- ・島の人達ってどんな生活をしているの？
- ・屋久島の自然ってどうなっているの？
- ・屋久島、初めてだけどどこを見ればいいの？
- ・もしもケガをしてしまったらどうしよう？

そんな疑問・要望にお答えします！ぜひ、屋久島公認ガイドをご利用ください。



「屋久島公認ガイド」とは屋久島町で活動しているガイドの中でも、特別な試験をクリアして、屋久島町の公認を受けたガイドのことです。屋久島の天候は変わりやすく、自然が豊かだからこそ立ち入りできない、危険な場所もあります。屋久島公認ガイドは、万が一事故やケガがあった場合の保険や、救急救命の方法を備えています。また、実際に屋久島町に住んでいるので、縄文杉や白谷雲水峡等の有名どころ以外にも、多くの魅力ある場所をルールを守って案内する術を心得ています。さらに、地元の伝統文化からリアルタイムの暮らしの情報、おすすめポイントなど色々な「知りたい」に応えてくれます。ぜひ、屋久島公認ガイドを利用して、安心安全に、また、自分たちだけでは決して味わえない屋久島町の魅力をお楽しみください。

→ [屋久島公認ガイドについて詳しくはコチラ「屋久島公認ガイドとは？」](#)

屋久島公認ガイドへアクセス！

図 6 - 2 - 6 屋久島公認ガイド HP